

山口市住居表示実施要綱

第1 目的

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき、市街地域の町（字）の区域の明確化を図るとともに住居表示によって、市民生活の便益を図り公共の福祉の増進に寄与する。

第2 整備の基本方針

1 方針

- (1) 山口市永遠の礎石を定めることを目的とし、一時的な社会現象等にとらわれず正しい市政感情と歴史ある伝統に基づき実施するものとする。
- (2) 町内会（自治会）の所轄区域については、自治の本旨に基づき、本事業実施の際の考慮の対象とはならない。（したがって異なった町、丁目にまたがることとなっても、住民の意志に従って従来どおりに運営されて支障ないものとする。）

2 住居表示の方法

住居表示の方法は、法第2条第1項に規定する「街区方式」（別図1）を基本とする。

第3 実施計画

1 実施計画の作成

法第3条の規定により、区域を定めたときは、面積、世帯、人口及び町の形態・実情を勘案して実施計画書を作成し、実施に万全を期するものとする。

2 実施の周知徹底

住居表示の実施は、住民の日常生活上極めて関心の深いことがらであり、住民に対する周知徹底を図るため、市報の活用、チラシの発行等の広報活動によるほか、関係住民との懇談会の開催等によって理解と協力を得るものとする。

第4 住居表示実施基準

1 市の中心

山口市役所を中心とする。

2 町名の定め方

- (1) 従来の名称はできるだけ尊重し、歴史上由緒あるもの、親しみの深いもの、語調のよいもの等を選択し採用すること。
- (2) 市内において同一の名称又は類似等のまぎらわしい名称を避けること。
- (3) 町名は、常用漢字若しくはひらがなを用い、読みやすく簡明なものとする。

3 町割の方式

- (1) 町割は街かく式（数個の街画をもって町を構成するもの。別図2）を原則とする。ただし、その地域の特性により街かく式により難しい場合には、結合式（主要な街路を挟んで両側に並列する数個の街区をもって町を構成するもの。別図3）を採

用する。

- (2) 町の境界は、公道、河川、水路、鉄道等恒久的な施設又は著名な地物により画する。この場合において、境界線は、道路、水路及び鉄道等については側線（東西に走る場合は南側、南北に走る場合は東側）、河川については中心線をとることを基本とする。

4 丁目の付け方

町名に丁目を付ける場合には、市の中心に放射式により配列し、丁目の数は概ね6丁目とする。

5 町（丁目）の基準となる面積

町（丁目）の基準となる面積は、概ね次表のとおりとする。ただし、地域的な実情によりこれにより難しい場合には、地域の特性等を勘案して適当な面積を定めることができる。

区 分	面 積
商業地域	66,000 m ²
住宅地域	99,000 m ²
工業地域	165,000 m ²

6 街区割り

- (1) 街区は、公道、河川、水路、鉄道等恒久的な施設又は著名な地物により画する。
- (2) 私道によって画する場合においては、当該私道が公衆的道路として利用されている等、容易に変更されないものを採用する。
- (3) 街区の規模は、3,300 m²～5,000 m²、20戸～30戸を標準として道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度を勘案して定める。

7 街区符号の付け方

街区符号は数字を用い、市の中心に最も近い街区を起点として蛇行式等により順序よく付ける。

8 住居番号の付け方

- (1) 次の基準により、住居表示台帳として作成される地図に基づいて基礎番号を設定する。

ア 街区の境界線を10m又は15mの間隔に区切り、一辺精算方式により基礎番号を付ける。

イ 基礎番号は、市の中心に最も近い街区の角を起点として右側通行の原則に従い、右回りに当該間隔により番号を付ける。

街区の一辺にアの間隔の半数未満の端数が生じたときは、直前の間隔に加える。

ウ 街区の角が曲線の場合は、起点に近い適当な地点を定める。

- (2) 住居番号は、(1)により設定された基礎番号によって建物に付ける。

- (3) 当該建物が街区の境界線に直面していない場合には、通路が街区の境界線上に有する基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。
- (4) 家屋の入り口又は通路の中心に基礎番号の分岐がある場合は、若い数字の基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。
- (5) 建物に主要な入り口が2以上あるときは、市長の認定による主要な入り口を選定して、その入り口が面し又は通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。
- (6) 一街区の全部を一つの建物が占めている場合においては、(1)によるものとし、当該建物の主要な入り口が面している基礎番号をもって住居番号とする。
- (7) 住居番号を付けるべき建物の種類については市長の認定によるが、倉庫等の住居以外の建物であっても、当該建物が独立してある場合には、住居番号を付ける。

9 住居表示の方法

山口県山口市〇〇町（丁目） ○ 番 ○ 号とする。

↑ ↑

（街区符号）（住居番号）

略記する場合

↓ ↓

山口県山口市 〇〇町（丁目） ○ー ○ とする。

10 団地における特例

地方公共団体、住宅公社等が一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域（以下「団地」という。）における町名、町割り、街区割り、住居番号の付け方及び住居表示の方法については、下記の特例によることとする。

(1) 町名及び町割り

団地のある地域の町割りについては、その団地が通常の一町又は複数の町を形成するに足る規模を有している場合においては、その形状、周辺の地域との関連性等を勘案して、団地をもって一町又は複数の町を形成するよう町割りを行うことができる。この場合において、団地をもって町の名称を〇〇団地とすることができる。

(2) 街区割り

- ア 一般交通の用に供する道路によって画された隣保的区域をもって一区画とする。
- イ 街区の中に団地部分以外の建物が入り組んで存在する場合には、その建物等を含めて街区を画する。

(3) 住居番号の付け方

- ア 棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。
- イ 棟番号は、既に一定の方式によって整然と付けられているものについては、そのまま用いるものとする。
- ウ 各戸の番号は、中高層の建物の場合にあつては11の例によるものとし、テラスハウスの場合にあつては、起点になる住居を定め一定の方向に順序よく整然と付け

るものとする。

エ 管理事務所、集会場等の公共施設又は分譲住宅、一戸建等の中高層以外の建物については、7により街区符号を付け、その住居番号の付け方については、8に定める一般の例による。この場合において、当該建物に棟番号が付けられているときは、ウに定めるテラスハウスの場合の例による。

(4) 住居表示の方法

山口県山口市〇〇町 〇番 〇ー 〇号とする。

↑ ↑

(棟番号) (各戸の番号)

└──────────┘

(住居番号)

1 1 中高層建物

中高層の建物であって、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗若しくは事務所の用途に供するもの又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもので、必要があると思われるものについては、住居番号の付け方及び住居表示の方法については次のとおりとする。

(1) 住居番号の付け方

ア 建物の道路への主たる出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。

イ 各戸の番号は、一定の順序をもって整然として付ける。

(2) 住居表示の方法

山口県山口市〇〇町 〇番 〇ー 〇号とする。

↑ ↑

(基礎番号) (各戸の番号)

└──────────┘

(住居番号)

1 2 住居表示台帳

住居表示台帳は、街区ごとに縮尺500分の1の図面により作成し、各町内単位にファイルし、縮尺2,500分の1の図面による町区域の各街区の位置図を添付する。

2 住居表示台帳には基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその主要な出入口又は通路を表示し、保管する。

1 3 住居表示板の設置場所及び様式

(1) 設置場所

住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板(以下「街区表示板」という。)を設置する場合、歩行者又は車両から見やすいところに設置し、各街区の角の

場所にある建物その他の工作物の適当な箇所に張り付け又は電柱に取り付け、原則として街区表示板の下端が地上からおおむね1.6mになるように設置する。

(2) 寸法等及び表記

ア 街区表示板の寸法は、縦560mm横120mmとする。

イ 街区表示板の厚さは0.6mmとする。

ウ 街区表示板には、「市名」及び街区の「番」は表示しない。

エ 町名にはローマ字及び平仮名で読み方を表示するものとし、町名、街区番号、ローマ字及び平仮名の表示位置は、別図4のとおりとする。

(3) 文字及び数字の書体

ア 町の名称等に使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」又は「中丸ゴシック体」を用いる。

イ 街区番号はアラビア数字を使用し、ローマ字及び数字の書体は、「ユニバース・メデュウム」を用いる。

ウ ローマ字は大文字を用い、その綴り方は、国語を書き表す場合に用いるローマ字の綴り方を定める告示（昭和29年12月9日内閣告示第1号）による。

(4) 色彩

街区表示板は、2色をもって構成し、1色は下地色とし、他の1色は文字、数字その他の色とする。

(5) 材質

街区表示板は、容易に腐朽又は退色しない材質で作製する。

(6) 取り付け穴

取り付け穴は、必要に応じて上下各2か所空けるものとする。

(7) その他

ア 街区表示板には、広告は付けないものとする。

イ 建物その他の工作物に街区表示板を取り付ける場合、所有者の承諾を得て取り付けるものとし、使用料は免除してもらうよう協力を求めるものとする。

1.4 町名表示板及び住居番号表示板

建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）を表示する場合は、次によるものとする。

(1) 表示場所

住居番号表示板は、門柱又は玄関のおおむね地上1.6mの高さの歩行者から見やすい場所に付けるものとする。

大きな建物にあっては、住居番号表示板の大きさに比例して適当な高さで歩行者から見やすい場所に付けるものとし、中高層の建物の棟番号の表示についても同様とする。この場合において、住居番号表示板は棟番号の設置場所と関連をもたせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然と付けるものとする。

(2) 寸法等及び表記

ア 一般の住宅に用いる町名表示板は縦60mm 横60mm とし、住居番号表示板は、縦60mm 横120mm の寸法で別図5のとおり横書きの表記を原則とする。枝番号を用いる場合は－（ハイフン）と枝番号を表示した表示板（縦60mm 横60mm）を「町名表示板」「住居番号表示板」と一対で使用する。

イ 住居表示板の厚さは0.6mmとする。

ウ 文字・数字の書体、色彩及び材質は、13の(3)、(4)及び(5)の例による。

エ 建物その他の工作物の所有者等が表示板によらないで表示しようとする場合（例えば、建築の壁面への埋込、数字のみの取り付け又は建物の生地に直接塗画する等による場合）にあっても、その数字の大きさ及び書体はアの表示板に使用されているものと同様及びウによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日までに、山口市山口区域住居表示実施要綱、街区方式による住居表示の実施基準（山口市小郡区域に適用）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(街区表示板の特例)

3 この要綱施行前の山口市小郡区域街区表示板基準により作成された街区表示板と合併前の山口市住居表示実施要綱（旧山口市制定）の規定により作成された街区表示板については、山口市住居表示実施要綱第4の13項中の(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の規定に関わらず、併用して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

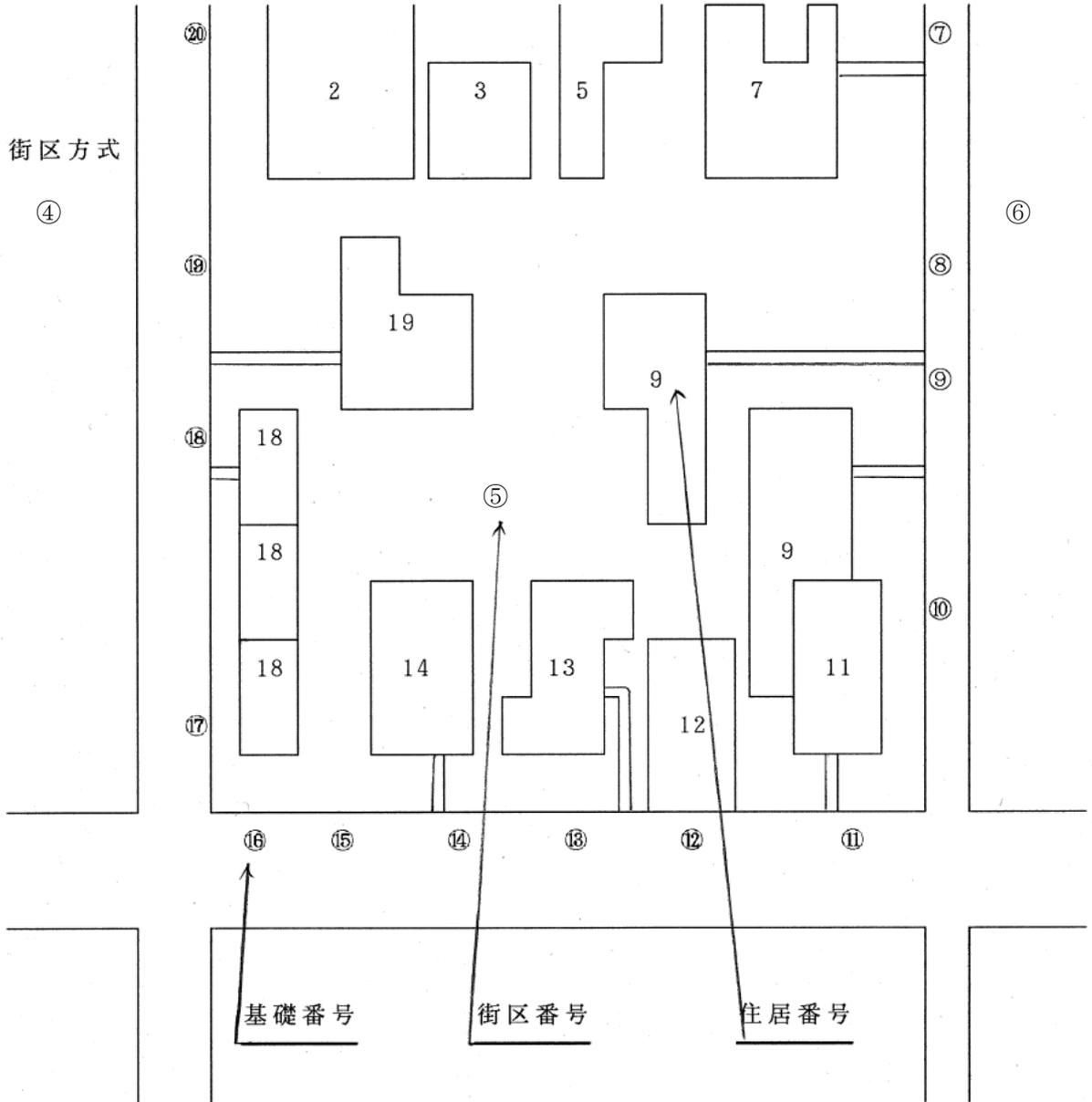
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

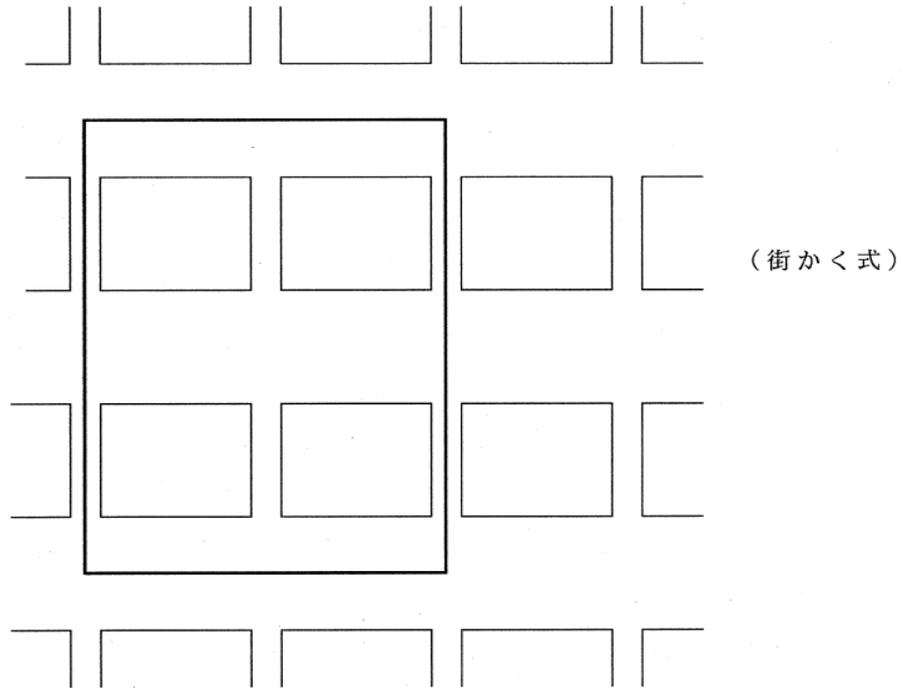
附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

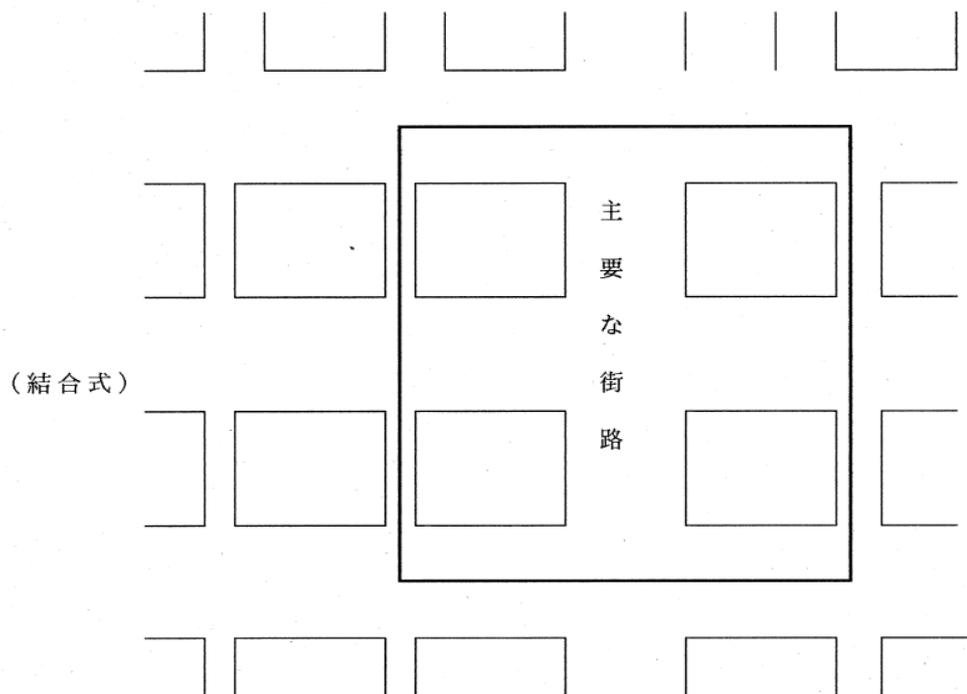
別図 1



別図 2

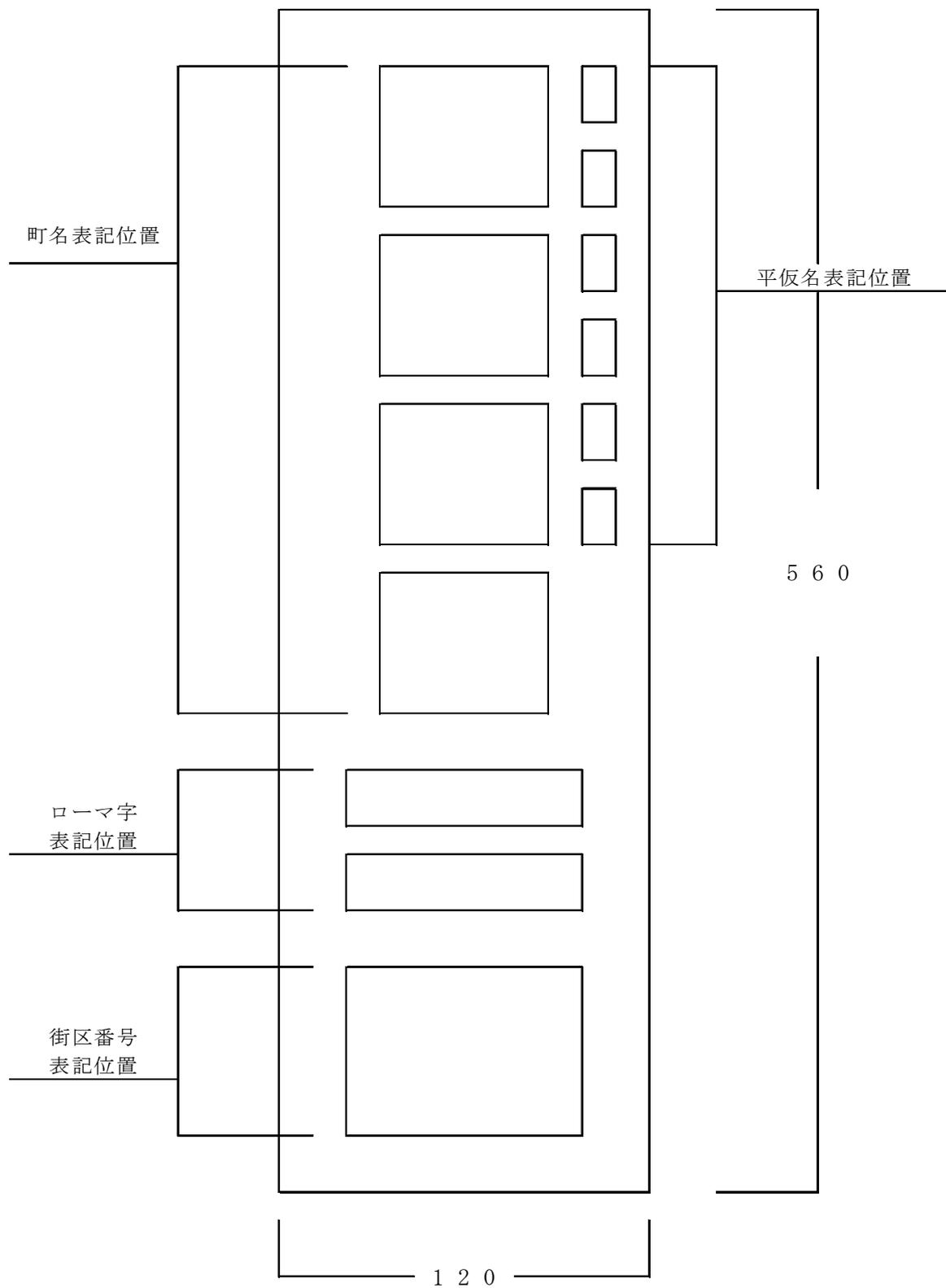


別図 3



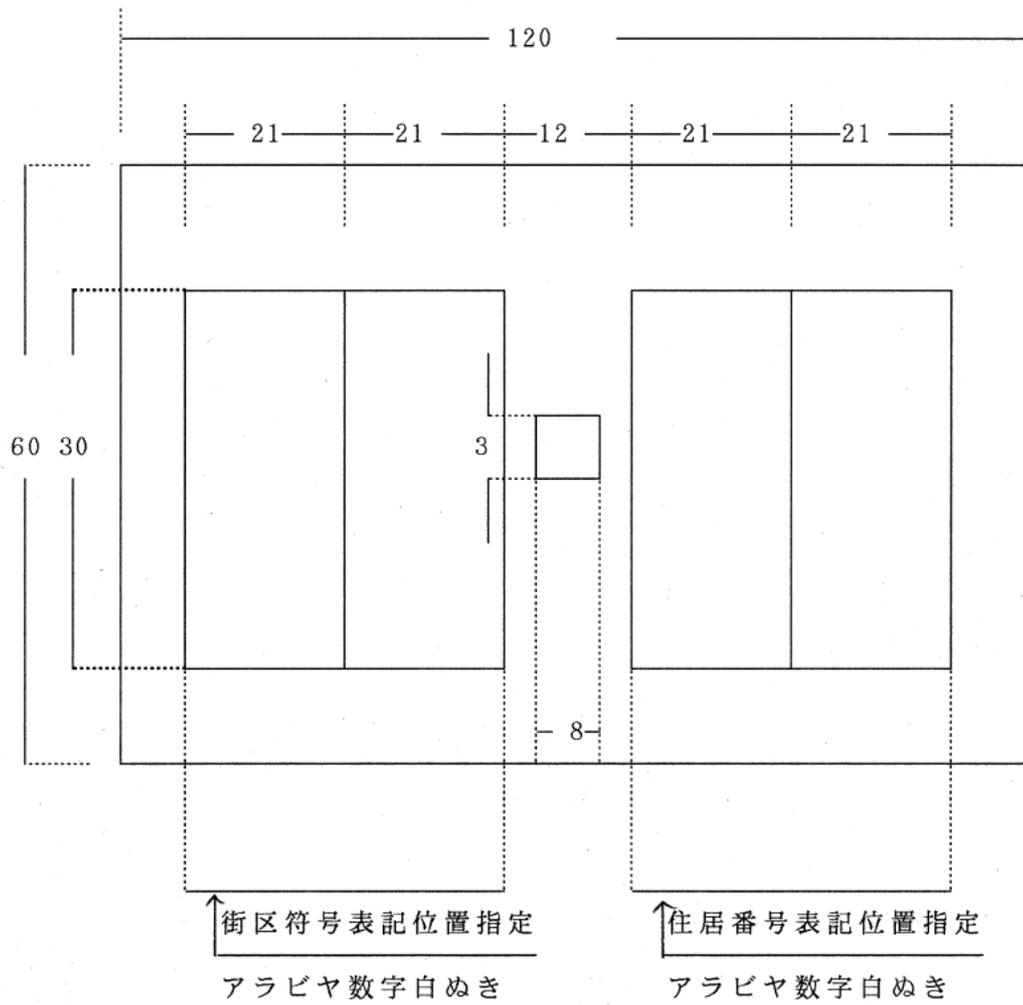
別図4 街区表示板

単位ミリメートル



別図 5

住居番号表示板



単位 ミリメートル